

みはる野ふぉーらむ会員募集案内

2022年2月13日
みはる野自治会役員会



みはる野は地域では比較的若い街です。そのため班長及び役員さんが自治会活動に係る時間に限りがあります。また若い街ですが75歳を超える方も150名を超えています。

しかし、自治会には行政の末端組織として、道路や公園の環境保全、災害時の自主防災活動、ごみ集積所の保全、民生委員等地域活動委員の推薦、行政の広報活動支援、住民の生活環境課題を行政と共に改善する活動等や催し等の自主活動もあります。

一方リタイヤした方も多く住んでおり、地域のことに関心をお持ちの方も大勢おります。この会は自治会から独立して法人化（一般社団法人）を目指します。

そこで、地域に関心をお持ちの方で余裕のある時間に、みはる野ふぉーらむの会員として活動をしてよいとお思いの方を募集いたします。自治会員、非会員を問いません。

氏名、年齢、連絡先を下記自治会携帯電話番号にご連絡ください。お待ちしております。

連絡先 070-1256-3167 ショートメールでお願いします

みはる野ふぉーらむ規約

2020年2月13日作成
みはる野自治会役員会

- 第1条 (名称)
本会はみはる野ふぉーらむと称する。
- 第2条 (事務所の所在地)
本会は事務所をみはる野ふぉーらむ代表者宅におく。
- 第3条 (目的)
本会はみはる野地域の住民生活の向上と将来の安定にむけ、生きがいのある生活、住民相互の交流を促進できる事業を行うものとする。
- 第4条 (事業)
本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 地域交通に関する事業
 2. 少子高齢化に関する事業
 3. 防災防犯に関する事業
 4. 自治会の活動支援事業
 5. 本会の広報活動に関する事業
 6. その他本会の目的に関する事業
- 第5条 (会員)
本会の会員はみはる野地域居住者及び本会の目的に賛同する者とする。

- 第6条 (役員)
本会に次の役員をおく。
代表 1名
副代表 若干名
会計 1名
総務 1名
- 第7条 (役員決定)
役員会において決定し、総会にて承認する。
- 第8条 (役員任期)
役員任期は4年とする。
- 第9条 (役員職務)
代表は本会を代表し、会務を統括する。
副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その任務をおこなう。
総務は会議に出席し議事録を作成する。
会計は、収支の報告を行う。
- 第10条 (会議種類)
本会の会議は、総会、役員会とする。
- 第11条 (会議招集)
会議は代表がこれを招集し、その会議に付すべき事項、日時及び場所を連絡する。
- 第12条 (会議議事録)
総会及び役員会の議事については議事録を作成する。
- 第13条 (総会開催)
総会は、代表が招集し、議長、書記を選出する。その開催は毎年4月に開催する。
- 第14条 (総会決議事項)
総会は次の事項を審議し、決済承認する。
1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. 本会の役員選出
4. 規約の制定変更及び廃止
5. その他本会の運営に関する事項
- 第15条 (役員会)
役員会は代表が招集し、議長とし、次の事項を決議する
1. 総会に付議する事項
2. 事業計画
3. 企画立案事項
- 第16条 (会計監事)
会計幹事1名とし、役員会で決定し総会にて承認する。
会計幹事は収支報告書の監査及び総会で監査事項の報告を行う。